



× 盛和塾

赤い羽根  
福祉基金

## 赤い羽根福祉基金「盛和塾 リスタート(再就職)応援助成」 2026年度 応募要項

### 1. 目的

中央共同募金会では、盛和塾（京セラ株式会社創業者 故・稻盛和夫氏主宰の私塾）からのご寄付を財源として、2018年度より、児童養護施設等の退所者への支援プログラムを、全国児童養護施設協議会の協力を得て実施しています。

児童養護施設等の退所者の中には、高校や大学卒業後に就職したものの、さまざまな理由で就労継続が困難となり、家族等の支援もなく、次の就労先を探さなければならず、困難な状況におかれている者が少なくありません。近年、行政による公的支援制度も充実し支援の幅は広がりつつありますが、決して十分とはいえない状況です。

そこで、本助成事業は、児童養護施設等の社会的養護（里親含む）を退所した人が、離職後、再就職をめざす際に、金銭支援も含めた伴走型支援を行う施設・機関を支援することを目的に実施します。

### 2. 実施主体

社会福祉法人 中央共同募金会

### 3. 実施協力

全国児童養護施設協議会

### 4. 支援対象期間

2026年4月～2027年3月

※ただし、2027年2月以降に発生した2026年度のニーズについては、2027年5月末までの支援ができることとする（その場合の精算は6月末までに行うこととする）。

### 5. 助成対象機関・団体

下記の機関・団体のうち、①～⑤のすべての要件を満たす場合を対象とする。

- 児童養護施設
- 児童自立生活援助事業所Ⅰ型（自立援助ホーム）
- 児童家庭支援センター
- フォースターリング機関
- 退所児童等支援事業所（※社会的養護自立支援拠点事業を受託していることを要件とします。）

## <要件>

- ①退所者を支援する担当職員が定まっていること。
- ②支援対象者の相談支援に際し使用する「支援計画書」の様式を策定していること。
- ③施設や団体に関する情報や活動実績をホームページで公表していること。
- ④支援に関わる人員の体制が整っていること。
- ⑤行政や他団体との連携があること。

## 6. 支援対象者の要件

**以下のすべての要件を満たす者が生じた際**、本助成により支援を行うものとする。

- 社会的養護等の施設（里親含む）に在籍していた経験がある者。
- 就労（アルバイト含む）した経験があり、再就職をめざしている者。
- 年齢が概ね35歳までの者。
- 過去にこの助成を受けていない者。
- 支援計画書を提出する段階で無職の状態にある者。**

ただし、生活を維持のためのアルバイト等の短期の就労については、目指す就職先が決まるまでは認めることとします。その具体的な短期の就労内容や就労予定期間について支援計画書に記載してください。

### 対象外となる例

- ・現在、児童養護施設や里親等へ措置されている者。
  - ・高校や大学、専門学校等に在学中の者。
  - ・就労経験のない者。
  - ・就労中の者。
  - ・社会的養護自立支援拠点事業（社会的養護自立支援事業）の対象となっている者。
  - ・その他、生活保護等の公的な支援制度で生活費が支給されている者。
- ※ただし生活保護を受給している場合、生活にかかる経費は対象外ですが、求職活動にかかる経費については、下記2つの要件を満たす場合のみ対象となります。
- ①支援対象者本人の再就職の希望が明確であること。
  - ②生活保護費で生業扶助により「高等学校等就学費」「技能修得費」「就職支度費」等が支給されない場合。

## 7. 助成金額

1 施設・機関あたり 1 年間 150 万円を上限とします。

○本事業は、施設・機関に対して、支援対象者の求職活動や生活維持にかかる費用と、施設・機関が行う相談支援に伴う費用の両方を助成します。

○1 ケースあたりの支援費用は 30 万円を上限とし、年間 5 ケース（150 万円）を想定しています。ただし、年間 150 万円の範囲内であれば、5 ケースを超えて構いません。

○1 ケースあたりの支援費用 30 万円の内訳は次のとおりです。

### **(1) 支援対象者の求職活動や生活維持にかかる費用（支援金）**

（対象費用例）

- ・求職活動にかかる必要な費用（衣服購入費、面接時の交通費 等）
- ・再就職に必要とされる資格取得費
- ・離職に伴う一時的な生活費、居住費、医療費 等

※30 万円全額を（1）支援対象者にかかる費用として活用することも可能。

### **(2) 施設・機関が行う相談支援に伴う費用（支援に係る費用の 1/3 を上限とする）**

（対象費用例）

- ・相談支援にかかる旅費交通費、通信費
- ・緊急的な食支援、生活支援にかかる経費
- ・ケース対応にかかる人件費等

※人件費については、補助金・助成金にて支給されている場合を除く。

ただし（2）の費用については、支援に係る費用全体の 1/3 までを上限とする。

### **助成対象外経費**

- ・遊興費（酒・たばこ等の嗜好品を含む）
- ・団体や団体役員が所有する建物や部屋の賃借料
- ・本助成の趣旨に合わない経費

※支援対象者の国民年金、生命保険料等の滞納金は原則として対象外ですが、支援対象者の家賃、携帯電話料金の滞納等、再就職に向けて助成が必要だと考えるケースについてご相談ください。（事務局で個別にケースを確認し、必要性が認められるものについては対象経費として含めることができます）。

## 8. 審査および助成の決定

助成決定は、本会が設置する審査委員会により、応募内容を審査し決定します。必要に応じ本会でのヒアリングを行い、詳細を直接お聞きすることができます。  
また、審査の結果、応募金額からの減額がある場合もあります。

### 【審査基準】

- ①応募要項に示している助成対象機関・団体の要件をすべて満たしているか。
- ②これまで退所者へ実施してきた再就職に向けた支援の実績は十分か。
- ③退所者とのコミュニケーションをとりながら、適切な支援計画が立てられているか。
- ④実施する支援が、本助成の趣旨である退所者の再就職につながる内容であるか。
- ⑤退所者への再就職に向けて、他の児童福祉施設や就労支援機関、企業、行政等との連携・協力が行われているか。
- ⑥助成金の使途や金額、経費積算が妥当であるか。

## 9. 応募の流れ

### (1) 応募期間・応募方法・提出書類

- ・応募締切日までに、下記サイト経由で 本会の web 応募フォーム「e 応募」(以下、「e 応募」という)にアクセスし、必要事項を記入の上、必要書類を「e 応募」にアップロードして送信してください。(メールや郵送での応募は受け付けません。)
- ・応募にあたり、「e 応募」の事前の団体登録が必要となりますのでご注意ください。  
※すでに過去に登録済みの場合は、e 応募ログイン後、メニューより「登録情報確認」をご確認いただき、団体の住所や代表者等に変更がある場合は、修正いただくようお願いいたします。併せて、下記 A、B の書類に変更がある場合は、団体情報編集画面にてファイルを差し替えていただくようお願いいたします。
- ・応募書①と②は、下記サイトよりダウンロードのうえご記入ください。  
<https://www.akaihane.or.jp/subsidies/sub-corp-prog/43238/>

■応募締切日 **2026年1月16日（金）23時59分必着**

■e 応募 サイト URL

[https://hanett.akaihane.or.jp/josei/chuo/oubo/apply/SeiwajukuRestart\\_2026](https://hanett.akaihane.or.jp/josei/chuo/oubo/apply/SeiwajukuRestart_2026)

- e 応募の事前の団体登録は、上記サイトより e 応募へアクセスして、「新規登録はこちら」より登録してください。団体登録は応募締切の 1 週間前を目途に手続きを完了してください。団体登録には、下記の書類をアップロードしていただきます。
- ※必ず各書類データのファイル名を「A～B」で始まる名前にしてください。

団体登録に必要な提出書類	
A	団体としての規約・会則・定款のいずれか
B	直近の役員名簿

■ 応募にあたり e 応募にアップロードする書類

※必ず各書類データのファイル名を「C～J」で始まる名前にしてください。

応募に必要な提出書類	
C	赤い羽根福祉基金「盛和塾リスタート応援助成」応募書① (Word)
D	赤い羽根福祉基金「盛和塾リスタート応援助成」応募書② (Excel)
E	2024 年度事業報告書
F	2024 年度決算書
G	2025 年度事業計画書
H	2025 年度収支予算書
I	支援計画書のフォーマット (※ <b>自施設・自団体</b> で支援対象者の相談支援に際し使用している様式)
J	助成金振込口座の 2 ページ目にある金融機関名、支店名、口座番号、口座名義がわかる部分の画像

※C(応募書①)・D(応募書②) の PDF ファイルによる応募は**不可**とします。

※e 応募にアップロードできるファイルの容量は 1 ファイルあたり 5MB までです。

※J 通帳画像は、必要事項が読み取れる鮮明な画像をご提出ください。

## (2) 結果通知

- 助成の可否・助成額は、本会が設置する審査委員会による審査のうえ決定します。
- 結果は中央共同募金会ホームページで、2026 年 3 月下旬（予定）に公表の上、郵送にてお知らせします。

## 10. 都道府県共同募金会への情報提供について

共同募金会では、各都道府県でも地域福祉活動に関する助成を実施しています。本助成に応募いただいた内容について、各都道府県共同募金会と共有させていただく場合がありますのでご了承ください。

## 11. 助成決定後のお願い

### 【成果の発信】

本助成は、盛和塾からのご寄付をはじめとする多くの方々より「盛和塾 社会人定着応援プログラム」にお寄せいただいた寄付金によって行われるもので、そのため、本会は寄付者に助成事業の進捗状況や結果を随時報告することが求められます。助成決定後は、本助成を受けていることをホームページやSNS等により発信いただきますようお願いいたします。

### 【説明会への参加と覚書の取り交わしについて】

助成決定後、2026年4月に本事業の進め方についての説明会をオンライン開催することを予定しておりますので、ご出席ください。

説明会の後、中央共同募金会と「覚書」を取り交わし、応募時に登録された金融機関の口座に助成決定額を送金します。

### 【報告書類の提出について】

助成期間終了後、1ヶ月以内に報告書類をご提出いただきます。その時点で助成金の余剰がある場合や、助成期間中に離職する退所者がいなかった場合は、返金いただく手続きを行います。

(報告様式および証憑等の保管方法に関しては助成決定後にご案内いたします。)

### <本件に関する問い合わせ先>

社会福祉法人中央共同募金会 基金事業部「盛和塾プログラム担当」

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-3-2

TEL: 03-3581-3846 (平日 9時30分~17時30分 土日祝除く) FAX: 03-3581-5755

Mail: [ouen@c.akaihane.or.jp](mailto:ouen@c.akaihane.or.jp)